第百二条の次に次の一条を加える。

（輸入食品監督官）

第百二条の二　東京検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　輸入食品監督官は、命を受けて、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入を行う食品等事業者に対する監督に関する事務を行う。

第百八条の二の次に次の一条を加える。

第百八条の三　成田空港検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　輸入食品監督官は、命を受けて、第百二条の二第二項に規定する事務を行う。

第百七条第二十七号及び第七百十四条第十二号中「実施」の下に「（麻薬取締部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第七百八条第一号及び第七百二十九条第三号中「麻薬等」の下に「及び指定薬物」を、「実施」の下に「（指定薬物については、薬事法第七十六条の九に規定する職権の行使による取締りの実施に限る。）」を加える。

第七百十条の二の二に次の一号を加える。

十　政府管掌年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関すること（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関することを除く。）。

第七百十条の二の四に次の一号を加える。

十五　政府管掌年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関すること（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関することを除く。）。

第七百十条の十第二号ハ中「一人（」の下に「東北厚生局にあっては、」を加える。

第七百二十二条の見出し中「、生活保護監査官及び医療扶助適正化推進官」を「及び生活保護監査官」に改め、同条第一項第一号ト、第二号ト及び第三号トを削り、同条第六項中「並びに生活保護監査官及び医療扶助適正化推進官」を「及び生活保護監査官」に改め、同条第八項を削る。

第七百二十八条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「関東信越厚生局、東海北陸厚生局及び近畿厚生局」を「東海北陸厚生局」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　関東信越厚生局及び近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

ロ　指定薬物対策官一人

第七百二十九条の二第一項第二号中「こと（」の下に「指定薬物対策官、」を加える。

第七百三十条を次のように改める。

（捜査第一課の所掌事務）

第七百三十条　捜査第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法に違反する罪に限る。）の捜査に関すること（捜査企画情報課及び特別捜査課の所掌に属するものを除く。）。

二　薬事法第七十六条の九に規定する麻薬取締官が行う職務の実施に関すること。

第七百三十一条中「麻薬及び向精神薬取締法に」を「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法に」に改める。

第七百三十二条を次のように改める。

（捜査課の所掌事務）

第七百三十二条　捜査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関すること。

二　薬事法第七十六条の九に規定する麻薬取締官が行う職務の実施に関すること。

第七百三十三条の二第一項及び第七百三十四条の二中「及び覚せい剤原料」を「、指定薬物及び覚醒剤原料」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定薬物対策官の職務）

第七百三十四条の三　指定薬物対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（薬事法に違反する罪に限る。）に関する情報の収集及び分析に関する事務（国際情報課の所掌に属するものを除く。）を行う。

第七百三十五条の見出し中「及びＤＮＡ型鑑定官」を「、ＤＮＡ型鑑定官及び指定薬物鑑定官」に改め、同条第一項中「三人及びＤＮＡ型鑑定官一人」を「二人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び指定薬物鑑定官一人」に改め、同条第二項中「行う」の下に「（関東信越厚生局にあっては、指定薬物鑑定官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　指定薬物鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条の二第一項第一号に規定する事務のうち、薬事法に規定する指定薬物の鑑定に関する事務を行う。

第七百三十八条中「第五十五号（医療扶助の適正化」を「第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督」に改める。

第七百四十二条第二十二号を次のように改める。

二十二　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関すること。

第七百四十六条第一項中「上席社会保険監査指導官」の下に「一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、「それぞれ一人（」を「二人（うち一人は、」に改める。

第七百四十六条の三を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち、厚生労働省組織規則第七百四十二条第二十四号の改正規定中「第七百四十二条第二十四号」を「第七百四十二条第二十五号」に改め、同条第二十五号の改正規定中「同条第二十五号」を「同条第二十六号」に改める。

○厚生労働省令第百十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日　厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、七四一人」を「三一、七三六人」に改め、同表合計の項中「三一、八五三人」を「三一、八四八人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。